

一般社団法人日本循環器学会 循環器救急医療委員会内規

平成22年6月25日制定

平成25年10月4日改定

(設 置)

第1条 定款第39条に基づき、本会に一般社団法人日本循環器学会循環器救急医療委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目 的)

第2条 本委員会は第6条の諸業務を通して、健全な循環器救急医療体制の構築と、本邦における心血管病による死亡率を減らすことを目的とする。

(組 織)

第3条 本委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名を以って組織する。

(委 員)

- 第4条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。
2. 副委員長及び委員は、委員長の推薦により代表理事が委嘱する。
 3. 副委員長は幹事相当の待遇とする。
 4. 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。
 5. 委員長、委員及び副委員長は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

- 第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。
2. 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
 3. 本委員会は第2条の目的を達成するため、若干数の実務小委員会を組織し、各々に委員長及び委員を置くことができる。
 4. 委員会開催の都度、副委員長は議事録を作成し、これを事務局にて保存する。
 5. 副委員長は委員長を補佐し、日常の業務について事務局を指導する。

(業 務)

- 第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。
- 1) AHA の心肺蘇生法と救急心血管治療に関するトレーニング・プログラムの企画立案・実施
 - 2) 循環器救急医療制度に関する実態調査立案・実施と関係団体・機関への提言・交渉
 - 3) 蘇生科学に関するデータの収集とエビデンスの構築、及びそれらの国内外への発信
 - 4) AED の問題点調査、診断精度の検証と関係団体・機関への提言、市民啓発への協力要請
 - 5) 心肺蘇生法の市民向けの講演会、イベント等の企画立案・実施、ホームページコンテンツの製作
 - 6) その他必要な業務

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始

前に理事会に諮らなければならない。

(報 告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改 廃)

第9条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、平成22年6月25日より施行する。

附 記 第5条5.により理事会で承認されている循環器救急医療委員会の実務小委員会は次のとおりである。

(平成25年10月4日現在)

- (1) 蘇生教育小委員会
- (2) 循環器救急医療制度小委員会
- (3) 蘇生科学小委員会
- (4) AED 検討委員会